

令和6年第9回教育委員会会議定例会 議事録

- 午後 4時00分開会
- 1 日 時 令和6年9月26日(木) 午後 4時20分閉会
- 2 場 所 人権センター 2階 音楽室
- 3 出席者 浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、永福委員
- 4 説明員 小早川人事管理担当課長、堀川文化生涯学習課長、  
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任
- 5 会議事件  
付議案件
- 報告・協議 広島県公立学校教職員人事異動方針について

○浅野教育長 ただいまから、令和6年第9回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた  
職務代理者 します。

はじめに、報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」  
を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○小早川課長 報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」でございま  
す。議案書の2ページを御覧ください。今年度の広島県公立学校教職員人  
事異動方針も平成30年度から適用されている方針が引き続き適用されま  
す。例年説明させていただいている内容となりますが、改めて県費負担教  
職員の人事異動等の手続きについて説明いたします。地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律第38条に市町村教育委員会の内申という項目がご  
ざいます。都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負  
担教職員の任免その他の進退を行うものとする。第2項では、都道府県委  
員会は、内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申  
に基づき、その転任を行うものとする明記されております。県費負担教  
職員の任免その他の進退については、各市町教育委員会が県教育委員会に  
内々に申し述べるということになっており、県教育委員会は、その内申に

基づいて転任等を行います。続いて、具体的な日程について説明します。

例年と言えますと、管理職人事につきましては、2月上旬に、管理職以外の一般教職員の人事異動については3月初めに市教育委員会が教育長名で内申を作成し、県教育委員会に提出します。県教育委員会は市教育委員会の内申を受けて、県費負担教職員の任免、その他の進退及び転任について、3月中旬に各市町教育委員会に対して内示を行います。その内示を受けまして、直ちに各校長に内示を行い、校長は、その内示を受けて本人に内示を行います。教職員の異動につきましては、内示後、新聞発表で一般に公表されます。そのため、事前に人事の情報が外部に出してしまうと、全県で人事の動きにストップをかけざるを得ない状況になりますので、例年お願いさせていただいておりますが、新聞発表が行われるまでは、教育委員会会議の場に出てきます県費負担教職員の人事に係る内容につきましては守秘義務の厳守をお願いいたします。続きまして、広島県公立学校教職員人事異動方針について説明します。本方針は、教職員の人材育成を積極的に推進するとともに、意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、全県的視野に立って計画的に適材を適所に配置し、人事の刷新を図る目的で、広島県教育委員会が示したものです。まずは、人事配置についてです。一点目は、広域人事の推進についてです。全県的な視野に立って適材を適所に配置する。とりわけ、同一市町に長期間在職する者の他市町への配置換を積極的に推進するとあります。二点目は、同一校在職期間の適正化についてです。同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り配置換を行います。同一校勤務6年以上10年未満の者は、積極的に配置換を行います。同一校勤務6年未満の者も配置換の対象としますが、短期間、同一校勤務3年未満での配置換は、原則として行わないとしております。三点目は、人事交流の推進についてです。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動、複数校兼務等を推進していきます。とりわけ、小学校・中学校・義務教育学校間、

中学校・義務教育学校・高等学校間及び特別支援学校・他校種間の計画的な人事交流を積極的に推進します。また、国、他県、広島市の学校及び広島市以外の市立高等学校並びに行政機関との交流を積極的に推進するとあります。四点目は、新規採用教職員の計画的配置及び異動についてです。新規採用教職員につきましては、その基本的な資質と力量を培う観点に立って、計画的な配置を行います。また、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については、原則として他市町へ計画的に配置換するとあります。続きまして、管理職人事についてでございます。一点目は、管理職の任用と配置についてです。管理職は、教職経験の有無や年数にとらわれることなく、人物、識見、意欲、管理・指導能力、勤務成績等について長期的かつ総合的に評価し任用されます。また、各学校の状況や課題を踏まえて適材を適所に配置するため、広域にわたる人事異動を積極的に推進するとあります。管理職も、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動を推進します。二点目は、女性の管理職任用についてです。管理職への女性の任用を積極的に推進するとあります。最後に、校長意見の尊重及び市町教育委員会との連携等についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえ、より一層適正な教職員の人事管理を進めるとともに、校長の意見を尊重し、市町教育委員会との緊密な連携のもとに、計画的に適材を適所に配置するとあります。以上の方針を踏まえ、県費負担教職員の人事異動を進めてまいりますが、これは全体の大枠としての方針でありますので、竹原市内の学校の全体のバランスや、各学校内における年齢構成、男女構成、研修実績等のバランス、次年度の学校経営の方向性も考慮しつつ、個々の先生方の生活等の状況も配慮しつつ、適材適所の視点で進めてまいりたいと考えております。

○浅野教育長  
職務代理者

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員

先程、御説明いただきました資料の「(3) 人事交流の推進」のところ

で、以前、竹原高校の体育の先生が竹原中学校に来られていたことがあると思うのですが、それ以外に本市において校種間交流の事例があれば教えてください。

○小早川課長           その後、市内において校種間交流の事例はありません。

○竹下委員           小学校・中学校の教員は、それぞれ教員免許をもっておられると思いますが、特別支援学校の場合は、小学校や中学校とは違って特別の資格が必要になるのでしょうか。資格の種類はどういったものになりますか。

○小早川課長           特別支援学校に勤務する場合は、特別支援学校の知的障害であるとか、自閉情緒の教員免許が必要となります。全てではありませんが、基本的にはそういった教員免許を持っている方が特別支援学校に勤務しています。

○竹下委員           小学校や中学校から特別支援学校に異動するには、特別支援学校の教員免許を持っていない限りは、異動することはないということでしょうか。また、特別支援学校間での異動はあると思いますが、特別支援学校から小学校や中学校への異動も少ないということでしょうか。

○小早川課長           先程、竹下委員がおっしゃられたように、基本的にはどの免許状を所有しているかによりますので、現在、小学校の教員をしている方が特別支援学校の教員免許を持っていない場合には、特別支援学校へ異動するケースは、人数までは把握しておりませんが、基本的には少ないと思います。逆もまた同様であると認識しております。

○浅野教育長  
職務代理者           本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和6年第9回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和6年9月26日      午後4時20分閉会